
【特集】環境政策史

特集にあたって

高度成長期に激しかった産業公害は、安定成長期に入ると全体としては収束していったが、それに代わって生活排水やごみ排出量の増加が環境問題として認識されるようになった。とくに地球環境問題が1980年代後半から世界的な注目を集めるようになるにつれて、自然科学のみならず社会科学の各分野でも環境が研究対象となっていく。1990年代には環境社会学、環境経済学、環境法学の学会が日本でも設立され、その後も人文・社会科学にまたがる環境に関わる学際的な学会がいくつか立ち上がっている。

環境は単なる研究対象というよりも、解決すべき課題と捉えられることが少なくないため、問題解決への志向から、環境研究は環境政策研究と呼べるものも多い。ただ、研究が始まって間もないこと、また、そもそも環境政策の歴史が浅いこともあり、環境政策を歴史的に考察するような研究はあまりみられない。これは、本誌の主たる対象である社会・労働問題に関して、研究者の広がりという点ではともかく、社会政策史や労働政策史という語を冠した書物が古くから存在するのとは対照的である。

そこで、本特集では、環境政策史とはどのようなものなのかを述べた概説的論文と、2つの研究事例を掲載する。

喜多川進「環境政策史—その挑戦と課題」は、まず環境政策史とは何か、なぜ環境政策史研究が必要なのか、環境政策史は何を目指すのか、といったことを論じている。そして、環境政策史の研究として、特定の個人に焦点を当てるといった方法もあるのではないかと述べ、試論的として、研究者の華山謙を取り上げ、2冊の著書（『補償の理論と現実—ダム補償を中心に』および『環境政策を考える』）を詳細に検討している。

伊藤康「高度成長期日本の公害防止技術開発促進政策の枠組み—大型プロジェクトによる重油直接脱硫技術開発の事例から」は、個別の政策の影響や効果を論じる際に歴史的アプローチが必要であることを示すものとして、1960年代後半に日本で導入された大型工業技術研究制度を取り上げている。同制度の重油脱硫技術の開発は、結果的には成功しなかったが、国産技術を振興し、その技術を輸出することを目指した同制度の枠組みの中で進められたため、技術開発の方向性にバイアスがかかり、適切に技術選択が行われなかった可能性がある」と指摘している。技術開発は不確実性が高く、失敗したからといって直ちに選択が不適切であったとはいえないが、「不確実な部分の影響を明らかにするという意味でも、どのような歴史的文脈で、どのようなプロセスで、何を重要な基準として技術選択が行われたのか、ということの詳細に検討することが求められる」と結論づけている。

及川敬貴・武田淳「環境法化する開発法—『エコ統治性の法的地平』研究序説」は「開発促進や産業保護を目的としてきた諸法 [=開発法] に、環境保護や生態系保全関連の規定が加えられたり、場合によっては、新法となって生まれ変わったりする現象」を環境法化という概念で捉え、その推

進要因と構造を描き出し、環境法化を研究することの意義をエコ統治性（環境統治性）の観点から論じている。環境法化は日本で1990年代後半から始まり、新たな政策アイデアの呼び水となり、また環境訴訟で使われるようになっていく。ただ、こうした動きが持続可能な社会の構築にいかなる影響を与えるのかについてはまだ明らかになっていない。このことを検討するとき「環境はもはや、搾取され汚染される対象であるだけでなく、権力の一つであり、それを道具とする統治が展開されている」というエコ統治性の議論を踏まえて研究していくことが必要であると主張している。

（西澤 栄一郎）